



商工会ニュース

平成 25 年 1 月 25 日
発行 桜川市商工会
会長 川嶋利弘
岩瀬事務所 76-1800
真壁事務所 55-4111
大和事務所 58-5069

商工会会費の口座振替利用の おすすめ

桜川市商工会の会費納付について、便利な口座振替をご利用下さいますようお願い申し上げます。

○振替日

毎年1月17日、4月17日、7月17日、10月17日（土・日・祝日の場合は翌日または翌々日）

○取扱金融機関

常陽銀行岩瀬支店、常陽銀行真壁支店、筑波銀行岩瀬支店、筑波銀行真壁支店、筑波銀行大和支店、茨城県信用組合岩瀬支店、水戸信用金庫岩瀬支店、水戸信用金庫真壁支店、結城信用金庫羽黒支店、北つくば農業協同組合大和支店

○お手続き

各事務所へご連絡いただければ、手続きにお伺いいたします。

決算・確定申告はお早めに！

平成24年分所得税の確定申告は平成25年2月18日（月）から平成25年3月15日（金）まで、個人事業者の消費税の確定申告は平成25年4月1日（月）までとなっています。

桜川市商工会では、個人事業者の方を対象に決算・確定申告の相談を受け付けています。

なお、期限ギリギリでは余裕がありませんので、お早めに各事務所へご連絡下さい。

青年部加入のおすすめ

若手経営者・後継者の皆さん、地域の将来を背負っていくのは、私たち商工会青年部です。地域を活性化させるとともに事業の発展につながる、その一歩として青年部に加入し、一緒に活動をしませんか？経営者そして後継者として、いろいろな壁にぶつかっていませんか？その「壁」を乗り越えるためには、何かが必要ではないでしょうか。新たな出会いは、新たな経験を生み、新たな知識と友情を育むことに繋がります。一歩踏み出せとは言いません。まずは「半歩」踏み出し、「青年部ってどんなところですか？」とお尋ね下さい。何かを変えたいと思っているのなら、踏み出してみませんか？自ら足を踏み出すことがこれからの時代に求められていると思います。少し踏み出したことが、振り返れば大きな足跡だったとなる可能性もあります。まずはご連絡を！

○部員数 71名

○平成24年度の主な事業

- ・夏休み子ども映画まつり
- ・視察研修会（札幌）
- ・岩瀬商工祭、真壁商工まつり参加、協力
- ・青年部野球大会参加、ゴルフ大会実施

部長 齋藤 貴志

女性部加入のおすすめ

女性部は、女性の経営者や事業主の配偶者など事業に携わる女性たちで組織しています。女性ならではの細やかな感覚を生かしながら事業経営や事業の手助けをしていくため必要な知識やヒントを習得する研修会を開催したり、地域社会への貢献のための活動を行ったりしています。

また、部員相互の親睦を図るための事業を実施し、貴重なコミュニケーションの場となっています。

ぜひ、女性部にご加入下さい。

○部員数 152名

○平成24年度の主な事業

- ・ちりめん細工講習会
- ・アレンジフラワー講習会
- ・手作りハム講習会
- ・茨城レディース物産展、茨城レディースセミナー参加
- ・駅からハイキング協力
- ・納涼大会・真壁夜祭・岩瀬商工祭、真壁商工まつり参加、協力

部長 稲葉 幸代

下館税務署からのお知らせ

所得税・贈与税の確定申告は e-Taxをご利用下さい。

<メリット（所得税の申告）>

- ◆国税庁ホームページから電子申告
- ◆最高3,000円の税額控除
(過去に控除を受けている方を除く。)
- ◆添付書類の提出省略
- ◆還付がスピーディー
- ◆24時間いつでも利用が可能
(メンテナンス時間を除く。)

<贈与税の申告もe-Taxで>

平成24年分申告から送信可能

<ご利用いただく前に>

電子証明書の取得〈手数料が必要です。〉やICカードリーダライタの購入が必要です。

- もっと詳しい情報はe-Tax ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp へ
- e-Tax の操作に関するお問い合わせは
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
TEL 0570-01-5901 へ

国税庁ホームページ「タックス アンサー」をご利用下さい。

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。

◆タックスアンサーへのアクセス方法

国税庁ホームページ又は以下のアドレスからご利用下さい。検索サイトで、「タックスアンサー」と検索してもご覧いただけます。

<パソコンからも、携帯電話からも>

www.nta.go.jp/taxanswer

◆電話相談センターのご案内

国税庁では、インターネットによるサービスのほか、国税に関する一般的な相談を各国税局（国税事務所）設置の「電話相談センター」で集中的に受け付けております。最寄りの税務署へ電話をおかけいただき、自動音声案内に従って、番号「1」を選択していただくと、国税局の「電話相談センター」につながりますので、ご利用下さい。

税に関する情報は国税庁ホームページ

www.nta.go.jp へ

ご存じですか？公売

◆公売って何？

国税局又は税務署が差し押さえた財産を滞納国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、入札又は競り売りの方法により売却することです。

◆どのような財産があるの？

土地・建物といった不動産のほか、宝飾品、美術品、家電製品、自動車等様々な種類の財産を公売しています。

◆注意点は？

公売財産を「現況有姿」のまま売却しますので、不動産については、登記簿謄本による権利関係を確認するとともに実際に現地に行って確認されることをお勧めします。

○公売財産や公売予定日等、詳細に関しては、国税庁ホームページ【公売情報】(www.koubai.nta.go.jp)でご確認下さい。詳細な手続については、公売を実施する国税局・税務署にお問い合わせ下さい。

消費税・地方消費税（個人事業者）の 確定申告と納税は正しくお早めに

◆平成24年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告の申告・納付期限

平成25年4月1日（月）

◆平成24年分において消費税及び地方消費税の確定申告が必要な方

- ・平成22年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ・平成22年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成23年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

【申告にあたっての留意事項】

○課税事業者となる方は、平成24年分（課税期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成24年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。